

[研究ノート]

# 高校生の世帯にどれほど貧困層が拡大しているか

Increase in the Poverty Rate of the Families of High School Students

小 島 俊 樹

Toshiki KOJIMA

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 14

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 14号  
2011年2月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
FEBRUARY 2011

[研究ノート]

## 高校生の世帯にどれほど貧困層が拡大しているか

### Increase in the Poverty Rate of the Families of High School Students

小島 俊樹  
Toshiki Kojima

**要旨** 名古屋市立高校における学校納入金の未納者数は、09年度6月において前年度の5倍以上となった。この原因は不景気を背景として、高校生の世帯に貧困層が拡大しているためと推測した。

子どもの貧困率として相対的貧困率がよく採用されるが、これでは高校生のように養育費がかかる年齢には低すぎる基準と思われる。むしろ、自治体が用いる基準である、給与所得控除を足し夫婦2人世帯で年収450万円（2005年）が妥当な基準と考える。これを基準とすると、高校生世帯の約30%が貧困層であると推定される。

授業料減免者数の生徒総数に対する割合の推移（1996年～2006年）をみると、11年間で約3倍になっており、貧困層の拡大が急激にすすんでいる。名古屋市立の全高校を対象にした調査から、授業料減免者を普通科・職業科・定時制で分けてみると、職業科・定時制に集中していることが明らかになった。さらに、授業料減免の対象者が市民税非課税で、ほぼ相対的貧困基準に相当するため、そこから高校生世帯の貧困基準に基づき推定してみると、職業科・定時制生徒の世帯の半数前後が貧困層に該当すると考えられる。

最後に、学校納入金未納者の担任への調査を通じて、高校生の貧困世帯は、今回の不景気により親の失業などで新たに貧困層へ加わる世帯と、すでに貧困世帯であったがリストラや賃下げなど今回の不景気のしわ寄せで更に貧困となった世帯、これらの2類型があると思われる。

**キーワード**：高校生、世帯収入、貧困層、授業料減免

#### 1. はじめに—名古屋市立高校における学校納入金の未納者の急増

「子どもの貧困」が社会的注目を浴びているが、そこに含まれている高校生の貧困はあまり関心を集めているとは思われない。「子どもの貧困」については、近年になって多くの研究が登場し、後述する阿部彩の『子どもの貧困』（岩波書店、2008年）はその代表といえる。もともと、

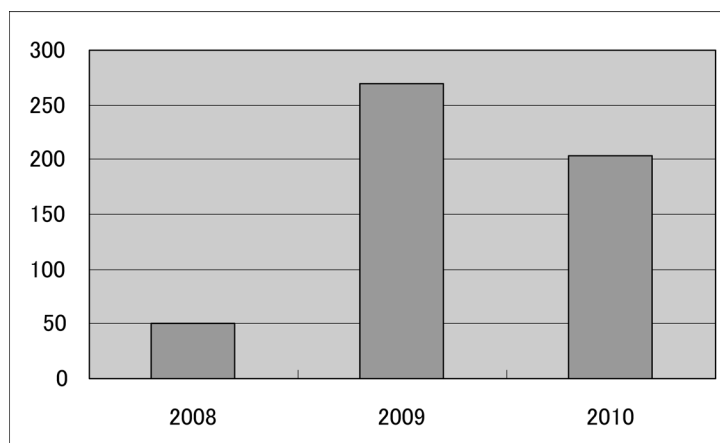
そのほとんどの研究対象は、高校生より低年齢の子どもが中心である。また、フリーターやニート、それにネットカフェ難民などが社会的に注目を浴び、「若者の貧困」についての研究もはじまっている。

しかし、「子ども」と「若者」の中間的存在である高校生について貧困研究はほとんど見あたらない。

唯一、青砥恭の『ドキュメント高校中退』（筑摩書房、2009年）が、高校生の中退と貧困を結びつけようと、事例を中心に研究している。しかし、同書は、高校生全体でどれほど貧困層が拡大しているのか、数量的に把握しようとしている研究ではない。

高校生の貧困の研究が進まないのは、「子ども」といっても高校生は義務教育を終えた社会人に近い存在であり、保護の対象としては考えにくいからであろうか。青年期から成人期への移行が長期化する中で、高校生も学校の学習活動に専念出来るよう保護すべき存在である。しかし、高校生の世帯が貧困化すれば、高校生は修学費のため、さらには生活費のため、アルバイトに専念し勉強や部活動など学校生活にも影響が及んでくるのは当然のことである。

国際人権規約や子どもの権利条約でも、高校生の修学保障はうたわれており、高校生が学校の教育活動に専念出来るよう公的に保障されなくてはならない。その保障が不十分であることを、政府や自治体に示すには、高校生の貧困がどれほど拡大しているか、数量的な研究が必要である。



注1) 未納者：期日までに未納な世帯に期日を定めて納入の催促をしたにもかかわらず、新たに設定した期日までに納入されなかった場合未納者とする。

注2) 筆者の調査に基づき作成（市立高校事務に調査用紙を送付し回収。以下同様）

図1 名古屋市立高校学校納入金未納者数（08年度～10年度の6月）

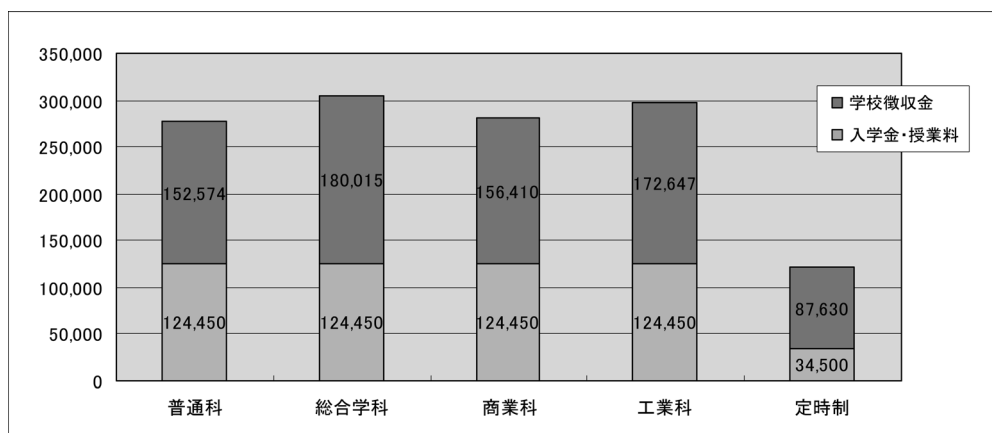
名古屋市立高校（以下市立高校）は、名古屋市内に8校の全日制普通科と1校の総合学科、2校の商業高校、2校の工業高校（うち1校に夜間定時制を併設）、1校の定時制普通科（昼間・

夜間、夜間に商業科を併設)があり、在籍数は12417人(2009年度5月1日)と市内高校生の20%強にあたる。普通科と職業科・定時制の構成比も全国のものと同じく、学力の分布も類似しており、市立高校での調査資料は、全国のもの傾向とほぼ同じと推定される。

市立高校における、授業料や学校徴収金等の学校納入金の未納者は、2008年6月に51人だったのが、2009年6月には268人と5倍以上に急増した(図1)。これは、2008年秋のリーマン・ショックの影響が日本にも及び、自動車等輸出関連企業を中心としたリストラや賃金の引き下げが、高校生の保護者の収入を減少させ、世帯の家計を苦しくさせたためと考えられる(詳しくは、後述する未納者の担任へのアンケートを参考のこと)。

学校納入金とは、高校に一括して支払うお金のことで、内訳は1年生の場合入学金・授業料・学校徴収金(PTA会費・教科書代・体操服・修学旅行代など様々なもの)等であり、高校によってその内訳は違っている。2009年度名古屋市立高校では、普通科と商業科1年生の平均が約27万円で、工業科1年生が約30万円となっている(図2)。そのほかに、実験・実習費や資格試験の検定料、部活動費、定期代など年間平均してさらに20万円ほどの負担がある(2006年名古屋市教育委員会調査)。

もともと、2010年度からは公立高校の授業料は無償となったので、授業料11万8800円は減額されている。そのため、2010年度の学校納入金は、普通科と商業科1年生の平均が約15万円で、工業科1年生が約18万円となっている。このように公立高校授業料の無償化により、学校納入金の保護者負担が軽減されたことで、未納者の数は激減するのではないかと予想されていた。



注1) 筆者の調査に基づき作成

図2 市立高校の学校納入金額(09年度)

しかし、実際に2010年6月における未納者は204人と2割弱減ったに過ぎなかった(図1)。この原因は、すでに授業料減免となっていた非課税の高校生の世帯には、学校納入金の負担軽減は

何ら無かったためと考えられる。つまり、非課税である高校生の世帯（例：夫婦子ども2人で年収300万円前半より少ない）にとっては、授業料が無償化されても、授業料を除いた学校納入金、つまり学校徴収金等の年15～18万円が、重い負担となっているのである。

では、2008年と比較して、2009・2010年と2年連続して未納者が急増している現状をどのようにとらえるか。4～5倍と急増しているのだから、高校生の世帯で貧困が拡大しているといえるのか、それとも、いくら増えたといっても、市立高校生徒総数の約2%程度であり、貧困が拡大しているとまではいえないのか。これまでの資料では、判断が困難であるため、高校生の世帯にどれほど貧困といえる層が存在しているのか検討していく。

## 2. 高校生の世帯において貧困層の基準をどこに設定するか。

### (1) 「子どもの貧困」の基準と高校生世帯の貧困層の基準

高校生世帯の貧困層の基準を設定するため、近年研究が進んでいる「子どもの貧困」の基準を参考にしていきたい。特に、ここでは、前述した阿部彩の『子どもの貧困』（同上）を参考にする。

同著では、子どもの貧困の基準には二通りの定義があるとしている。

- ①生活保護基準：一般世帯のほぼ中央に位置する世帯の消費水準の60%
- ②相対的貧困基準（OECD）：手取りの世帯所得（収入から税や社会保険料を差し引き、年金やそのほかの社会保障給付を加えた額）を世帯人数で調整し、中央値の50%のラインを貧困基準とする

①②という基準は、現実の数字に直すと、2006年において、2人世帯（母子世帯、母32歳、子5歳）では、相対的貧困基準で年収180万円、生活保護基準で年収140～181万円、また、4人世帯（父35歳、母32歳、子10歳8歳）では、それぞれ年収254万円と年収204～265万円となり、どちらでもほぼ近い水準となるので、どちらを基準としても実質的には変わりはない。本論文では、子どもの貧困一般としての基準として、相対的貧困基準を採用する。（同著42頁）また、子ども（20歳未満の非婚者）の貧困率の推移は、2001年度は15.2%、2004年度は14.7%となっており、子どもの貧困率は約15%前後を推移している。（同著52頁。なお年収は額面賃金年収。以下同様）

では、高校生世帯の貧困層の基準も相対的貧困基準を採用していいのであろうか。高校生にかかる費用は、幼児や小学生など小さな子どもに比べ、食費・衣服費などの生活費や教育費など、さまざまな点で大きくなる高校生は、生活・教育にかかる費用が高いため、相対的貧困基準はあまりに低すぎるものであり、もっと年収を高く設定した貧困層の定義が必要となる。

阿部彩は子どもの年齢を三歳区切りに分けて、それぞれの年齢層の貧困（その年齢層の子どもの世帯所得の中央値の50%）を算定した上で、貧困率を再計算している。その計算によると、高校世帯の15歳～17歳の貧困率が一番高くなっている。

しかし、この貧困率も15%程度であり、前述した20歳未満の子ども全体の貧困率と変わりはない。生活費や教育費などの費用が大きい高校生の世帯では、貧困率の割合はこの15%という数字より高いのではないかと思われる。

## (2) 高校生世帯の貧困層の基準は、世帯年収450万円

後藤道夫は、同様の問題意識から、生活保護基準（4人世帯 年収315万円2005年）も相対的貧困基準（4人世帯 年収316万円2005年）も、どちらも日本の実情にてらしあわせると低すぎであり、これらの基準となっている非勤労世帯のものではなく、圧倒的に多い勤労世帯のものを設定しなくてはならないとして、貧困層の基準を高く設定している（後藤道夫ほか著『新自由主義か新福祉主義か』旬報社、2009年）。

そして、具体的な貧困層の基準としては、生活保護基準ないし相対的貧困基準を1.4倍するやり方か、あるいは、自治体がよく用いる給与所得控除を足すというやり方を用いている。この基準によると、高校生の保護者の多くが該当する世帯主40代の4人世帯では年収440万円～460万円ぐらいの額となる。貧困基準が、300万円強か400万円半ばでは大きな違いがでると思われる。

私は、高校生が養育費用の面で多額の費用がかかることから、後藤道夫の貧困層の基準を採用すべきと考える。よって、高校生世帯の貧困層の基準を、4人世帯で年収450万円（2005年）と設定する。

## 3. 高校生の世帯における貧困層は約30%にまで拡大している推定される

後藤道夫は、この貧困基準を使用して、国民生活基礎調査により、18歳未満の子がいる世帯の低所得世帯比率の推移を分析し、下記のような数値を示している。（後藤道夫ほか、前掲書、335頁）この数値では、1997年と2006年のわずか10年間で、貧困世帯は急増している。

	1997年		2006年
全年齢世帯主	22.7%	→	29.1%
30歳代世帯主	26.2%	→	35.7%

高校生の世帯だと、30歳から50歳に分布するが、40歳代世帯主が中心となる。上記の全年齢世帯主は40歳代半ばの平均値となるため、貧困率は29%程度（2006年度）と予想される。さらに、リーマン・ショックの2008年以降の勤労所得は大幅に減少しており、直近の貧困率は増加し30%を超えると予想される。貧困率を約30%と予想しても、相対的貧困率の約15%の倍になると考えられる。

もともと、いくら4人家族といえども、年収が450万円あり、本当に貧困といえる生活実態なのか疑問が残る。そこで、その生活実態を知る資料として全国消費実態調査（2004年）を用いる。

この資料からすれば、例えば、食費は年間60万円強、月5万円、日2000円となり、4人家族なのに、一人の食費が1日わずか500円しかない。これでは、食べ盛りの高校生に足りる訳がなく、不足分はアルバイトなどをして、自分で稼いで食べるしかない。住居費は、年間26万円しかなく、月額にすると2万円強でしかない。光熱・水道費は年間20万円、家具・家事用品と被服・履物と保険・医療は各年間7万円である。教育費は、食費について高く、やはり年間50万円強となり、月額5万円を超える。金融資産純増率は、マイナス7%と貯蓄を切り崩して生活をしている。

#### 4. 高校生の世帯の貧困層を対象とした授業料減免者数は11年間で3倍に急増した

授業料減免者数は、高校生の世帯貧困層拡大が学校現場において直接わかる唯一のデータである。名古屋市における授業料減免の事由は、市民税の非課税世帯をはじめ以下の通りである。

表1 名古屋市における授業料減免の事由

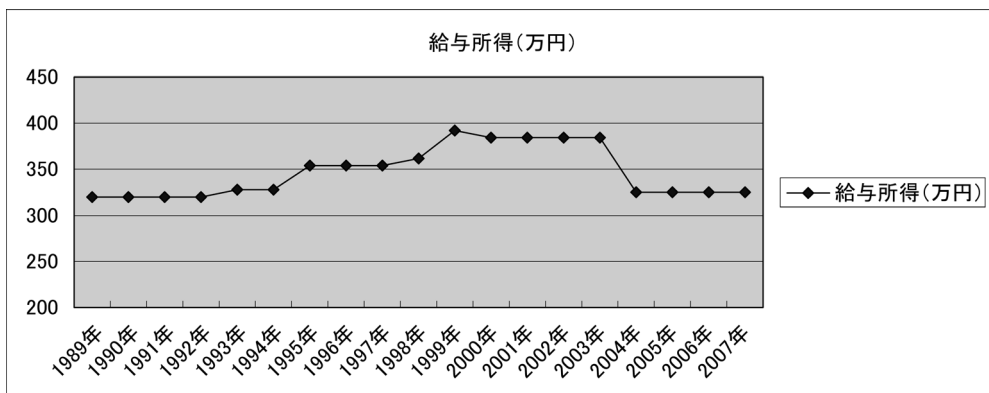
減免割合	事由
全額	1. 生活保護法の規定による保護または特定中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方 2. 市町村民税の所得割の納税義務を負わない方 3. 児童扶養手当法の規定により児童扶養手当の支給を受けている（全額受給している方）
全額又は半額	1. 天災、その他不慮の災害により学費の支弁が困難な方 2. 長期疾病、生業不振又は失業のため、その生計が著しく不良となり学費の支弁が困難な方 3. その他当委員会が特に必要があると認められた方
半額	1. 地方税法の規定により納付する市町村民税の基礎となる課税総所得金額等の合計額が、669,000円以下の方

出所：名古屋市教育委員会HP (<http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page> 2009年)

自治体による基準の違いはさほどないが、全額免除の事由「2町村民税の所得割の納税義務を負わない方」については、財務省が参考として、所得税の非課税世帯（夫婦子2人）の給与所得について、年度別の推移を図3のように公表している。

この基準は、景気の変動を反映して、毎年変動しているが、ほぼ相対的貧困・生活保護の基準に沿っていると思われる。実際、2004年度以降2007年度までの基準は325万円と相対的貧困の基準316万円とほぼ同じである。授業料減免者数の推移は、高校生の世帯貧困層の推移を示しているといえる。

高校生の世帯にどれほど貧困層が拡大しているか



注1) 財務省HP (<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/> 2008年6月1日)上の資料より作成

図3 所得税非課税世帯(夫婦2人)の給与所得の推移

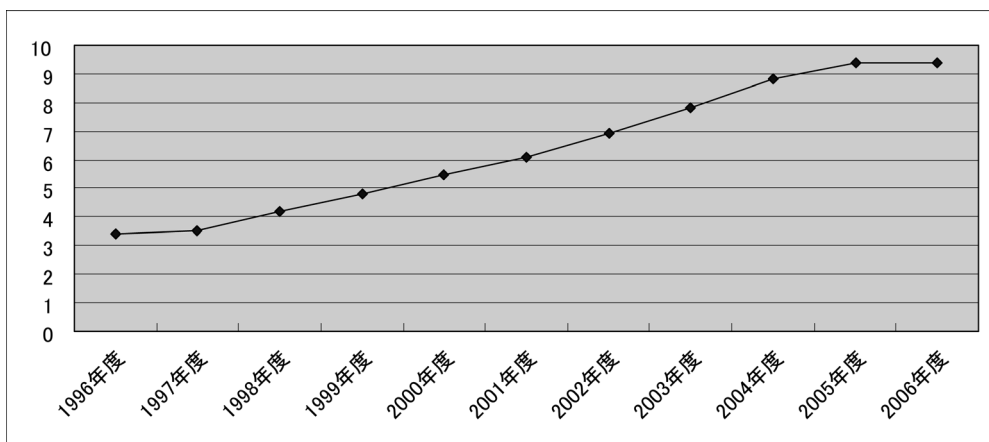


図4 授業料減免者(生徒総数に占める割合)

表2 授業料減免者(高校生総数に占める割合)

96年	97年	98年	99年	00年	01年	02年	03年	04年	05年	06年
3.4%	3.5%	4.2%	4.8%	5.5%	6.1%	6.9%	7.8%	8.8%	9.4%	9.4%

注1) 文部科学省HP ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/tokei/](http://www.mext.go.jp/b_menu/tokei/) 2008年11月1日)上の資料より作成

図4と表2に示した文科省の高校における授業料減免の全国平均のデータによると、1996年度の3.4%から2006年度の9.4%と、11年間で約3倍近く増加しており、高校世帯の貧困層が急激に拡大していることが明確に示されている。



5. 職業高校と定時制高校の半数に拡大している高校生の貧困層世帯

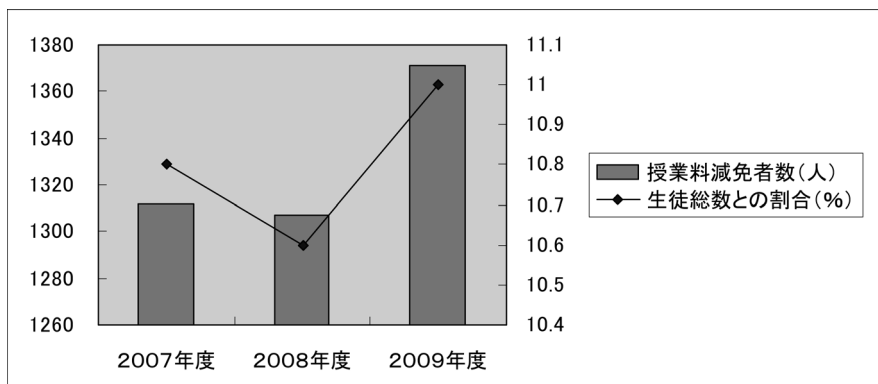


図5 名古屋市立高校における授業料減免者数と生徒総数に占める割合の推移

表3 名古屋市立高校における授業料減免者数と生徒総数に占める割合の推移

年 度	2007年度	2008年度	2009年度
授業料減免者数	1312人	1307人	1371人
生徒総数との割合	10.8%	10.6%	11.0%

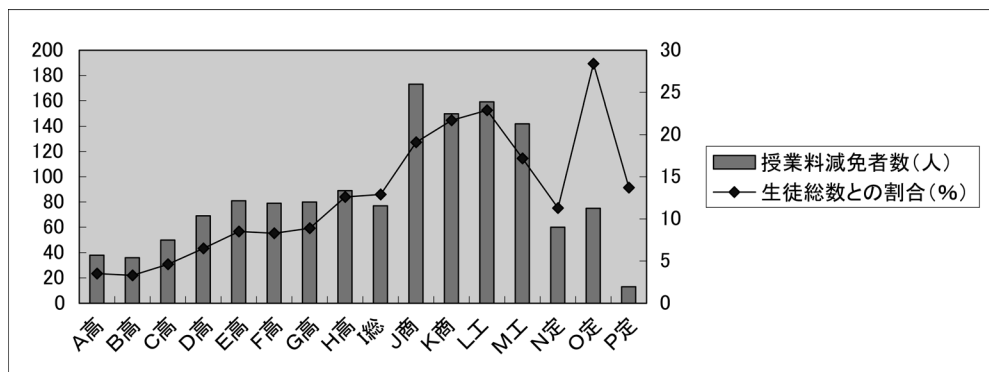
注1) 筆者の調査に基づき作成

図5と表3を見ると、授業料減免の生徒総数に占める割合は、全国平均が9.4%（2006年）であるのに対して、市立高校全体の平均は約11%なので、全国より少し高くなっている。更に、2008年のリーマン・ショックにより自動車を中心に輸出品関連産業が不調のため、愛知県の世帯収入が下がり、11%に達している。

もっとも、これを学校別に分析していくと、全日制普通科とそれ以外とに大きく分布が分かれてきており、高校生の世帯間でも格差が拡大し、二極分化していく傾向が見られる。

この点を詳しく分析していくために、次に市立高校全日制普通科8校と職業科5校・定時制3校の授業料減免者数と生徒総数に占める割合（2009年度）との調査を図6と表4にまとめてみる。

高校生の世帯にどれほど貧困層が拡大しているか



\*全日制普通科：A高 B高 C高 D高 E高 F高 G高 H高 総合学科：I 総  
商業科：J 商 K 商 工業科：L 工 M 工 定時制：N 定 O 定 P 定

図6 市立高校における09年度授業料減免者数と生徒総数との割合

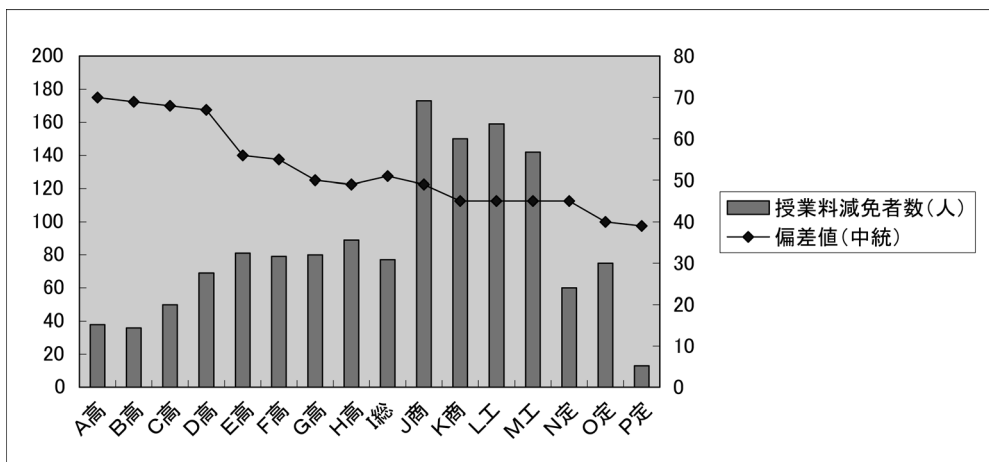
表4 名古屋市立高校における09年授業料減免者数と生徒総数に占める割合

学校	A高	B高	C高	D高	E高	F高	G高	H高
減免者数	38人	36人	50人	69人	81人	79人	80人	89人
割合	3.3%	3.3%	4.6%	6.5%	8.5%	8.3%	8.6%	12.6%
学校	I 総	J 商	K 商	L 工	M 工	N 定	O 定	P 定
減免者数	77人	173人	150人	159人	142人	60人	75人	13人
割合	12.9%	19.1%	21.7%	22.9%	17.2%	11.3%	28.4%	13.7%

注1) 筆者の調査に基づき作成

減免者比率は、商業科のJ 商が19%でK 商が22%、L 工が23%でM 工が17%、定時制のO 定が28%とどれも平均値である11%の2倍ほどになっている。もともと、授業料減免措置はあくまで申請主義であるため、いくら教員が事由を充たす保護者に申請を勧めたとしても、保護者が実際に申請しなければ、減免はされない。上記のP 定が、おそらくもっとも貧困層の世帯が多いはずなのに、減免者数が少ないのは、いくら教員が勧められても保護者が申請しようとしなためである。筆者は長くP 定に勤務したが、外国人や字を書くのが苦手な保護者が多く、区役所での証明書発行の手続きを保護者に依頼しただけで、申請を保護者から拒絶されることが頻繁とあった。よって、本来対象となるはず世帯はP 定では、上記の数字よりも多くなると考えられる。

高校生世帯の貧困層である授業料減免者の生徒総数に占める割合と、高校受験の模擬試験会社(中部統一テスト 以下中統)が公表している偏差値(09年)との相関関係を図7に示すと、偏差値の高い高校にはほとんど減免者はおらず、偏差値の低い職業高校・定時制高校には減免者が集中していることが、はっきりと判別できる。誰もが予想する結果であるが、富裕層や中流層は全日制普通科で多数を占め、貧困層は職業科や定時制に集中している。



注1) 筆者の調査に基づき作成

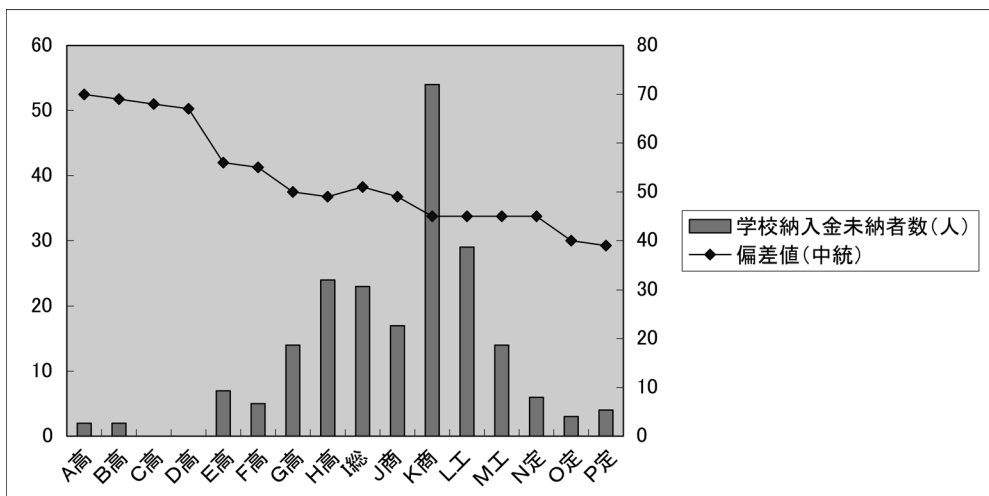
図7 市立高校における09年度授業料減免者数と偏差値

同じことが、学校納入金未納者数と偏差値の関係でもはっきりでてくる(図8)。もっとも、定時制は生徒総数が少ないことと、納入金額が全日制に比べ少額であるため、人数が少なく見える。

前述したように、授業料が除かれ学校徴収金等だけとなった2010年度の学校納入金は、普通科と商業科1年生の平均が約15万円で、工業科1年生が約18万円となっている。多くの学校が、6月と10月の2回で学校納入金を各世帯の銀行口座より引き落とす方法をとっている。つまり、1回の引き落としで、7~9万円必要となる。さらに、同じ機会に、修学旅行費や実験・実習費、資格試験・模擬試験の検定料など一括して引き落とす学校もある。そのため、貧困世帯としては多額の10万円近い金額が口座に残っていなくてはならず、未納となってしまうのである。

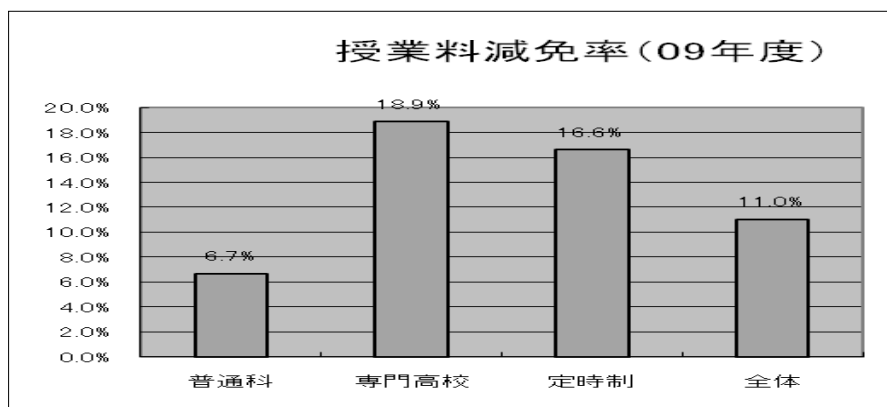
市立高校における授業料減免者数の生徒総数に占める割合(09年)をまとめると、図9のように、全体平均が11%、普通科が6.7%、職業科(専門高校)が18.9%、定時制が16.6%となる。やはり、職業科は、普通科の3倍近い割合になり、高校生の貧困世帯が集中していることがわかる。

高校生の世帯にどれほど貧困層が拡大しているか



注1) 筆者の調査に基づき作成

図8 市立高校の2010年度学校納入金未納者数と偏差値



注1) 筆者の調査に基づき作成

図9 市立高校における学科別の授業料減免者数の生徒総数での割合

もつとも、授業料減免者の世帯（夫婦子2人）の年収は、所得税非課税であるため、325万円以下であり、高校生世帯の貧困層の基準として定めた夫婦子2人で年収450万円以下とは、相当の開きがある。つまり、年収325万円以上から450万円までの総生徒数を推定し、年収325万円未満の割合と加える必要がある。そこで、前述した後藤道夫の「18歳未満の子がいる世帯の低所得世帯比率の推移」より推定してみる。

高校生世帯の貧困率を約30%と予想し、相対的貧困率の約15%の2倍になると考えた。そして、前述したように、授業料減免者の世帯の年収は325万円以下で、相対的貧困の基準である年収316

万円以下とほぼ同額である。このことから、高校生世帯の貧困率は、授業料減免者世帯率の2倍と推定することができる。よって、K商は約44%、L工は約46%、O定は約57%になると推定される。

つまり、商業や工業では、全生徒の半数近くの世帯に、夜間定時制では、6割近くの世帯に貧困層が拡大しているとみてよい。職業高校や定時制高校では、貧困層世帯が半数前後を占めており、貧困は特別なことではなく、日常的な事柄に過ぎなくなっているのである。

## 6. 学校納入金未納者の理由にみる貧困の実態

### (1) 名高教で実施した未納者をかかえる教員へのアンケート結果よる類型化

前述したように、2009年6月の調査で、突然学校納入金未納者が5倍にもなったため、7月に未納者のいる担任に対して、未納の理由について筆者が中心となりアンケート調査した。アンケートは、単に未納の理由をわかる範囲で記述してもらっただけのものである。記述はそのまま修正せず紹介している。

未納理由の類型は大きく分けて二つである。一つは、正社員で家計を支えていた父親が、突然リストラや病気・ケガにより無収入となり、家計が一気に苦しくなるもので、全日制普通科に多く見られた。このため、予定していた大学進学を断念する生徒もいる。もう一つは、もともと母子家庭などで生活が苦しい世帯が、不況のしわ寄せを最初にかぶり、派遣切りや賃金カットにより、ただでもギリギリだった家計がついに耐え切れなくなった。職業科や定時制に多く、回答の7割近くにあたる。未納分は生徒がアルバイトで支払うが、生活費のために毎日アルバイトをする生徒も多い。

#### <類型1>

##### 景気悪化で世帯収入の中心である親の失業、病気・ケガ、借金などで収入が激減した

- ・父親の経営する会社が倒産し、自己破産の手続きをした。その後、就職した会社もリストラされ、現在は、給与が歩合制の非正規社員として働いている。
- ・父親の経営する会社が倒産。仕事が見つからない状態。
- ・父親が自営で収入不足。
- ・保護者がリストラされた。
- ・父親の勤務する会社が倒産。再就職したものの、年収は以前の6割程度に減少。
- ・数ヶ月未納で保護者会でも相談をしたが、「残業がなくなり払えない。」とのこと。最終的に本人がアルバイトをしてはらうことになった。
- ・父親が病気で自宅療養しており家庭は生活保護を受けている。本人は保険証を持っていない。
- ・収入自体はあるものの、借金等の返済のため授業料など納められず生徒がアルバイトをしてい

る。

- ・父親がケガをしているため。

## <類型2>

**もともと母子家庭等で低所得世帯だが、景気悪化で失業や賃金カットで更に収入が減った**

- ・母子家庭、母親（32歳）はパートで生計を立てている。中1の妹と二人姉妹。4月はじめ、母親が過労で入院し、連休明けに退院した。その間、生徒がバイトをして家計を助けている。
- ・父母が離婚し、母親と同居しているが、母親は失業中。本人は1年次からアルバイトをしている。何とか高校の学費だけは父親に負担してもらえるよう係争中。
- ・離婚した父親が養育費を支払わないため、母親の収入だけでぎりぎりの生活をしている。
- ・低収入のうえ、4人兄弟で経済的に苦しい。どうしても下の兄弟を優先させてしまう。
- ・母子家庭のうえ低収入であり3人兄弟のため経済的に苦しい。
- ・両親が離婚し母子家庭。父からは手当てをもらわず、母の収入のみに頼っている。
- ・母子家庭であり、収入が急に減ってしまった。
- ・授業料を払うためのアルバイトを辞めさせられた。
- ・片親の生徒で、夜親が帰って来ない（夜勤）ので伝えられない。
- ・生活保護のやりくりでは間に合わないため。
- ・クラス未納者9人のうち母子家庭4人生活保護1人。
- ・減免等の指示や説明しているが、その書類がそろわない。

## 8. まとめ

以上をまとめると次のような結論が考えられる。

- ①高校生は生活費や教育費などの養育費がかかるため、高校生世帯の貧困層の基準は、相対的貧困基準では低すぎであり、後藤道夫（2009）に従うと年収450万円（額面）程度が妥当である。
- ②高校生世帯の貧困層の基準は450万円であり、高校生世帯の約30%が貧困層であると推定される。
- ③高校生の世帯において、授業料減免措置の生徒総数の割合が、11年間で約3倍になったことから、近年急速に貧困層が拡大したと考えられる。
- ④急速に拡大した高校生世帯の貧困層は、職業高校や定時制高校に集中しており、職業高校では生徒数の5割近くが、定時制高校では生徒数の6割近くの世帯が貧困層と推定される。
- ⑤貧困世帯には、今回の不景気で、新たに貧困層に加わった世帯と、更に深刻な貧困に陥った貧困世帯の2類型に整理される。

最後に今後の課題を整理する。

- ①高校生世帯収入の分布に関する数字をえることができる各種の官庁府統計では、職業科や定時制という高校種別の収入分布は算出できない。そこで本稿では、授業料減免者数から職業科や定時制の貧困率を推定する方法を採った。このため、正確な数字をつかめなかった。さらに、今後授業料無償化に伴い授業料減免制度がなくなり、減免者数をもとにした高校生世帯の貧困率は把握できなくなる。減免者数から推定する方法に代わる、より正確な把握方法を検討する必要がある。
- ②貧困層が増加した理由を調査する方法としては、学校納入金未納者の担任への調査を取り組んだが、更に調査方法を工夫して、類型化を豊富化しなくてはならない。また、類型を質的に明確にするだけでなく、類型別の分布状況についても把握できる方法を模索する必要がある。
- ③筆者の中心的な研究テーマは、高校生の世帯の貧困が、高校生本人の生活・発達、そして、将来のキャリア形成に与える影響である、この研究テーマに取り組む前提として、今回は、高校生世帯の貧困の一端を明らかにすることどまっている。

(研究紀要編集部は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する。2010年11月15日付)